

毎月勤労統計調査地方調査の説明

1 調査の目的

統計法に基づく基幹統計であり、広島県における給与、労働時間及び雇用の毎月の変動を明らかにすることを目的としている。

2 調査の対象

日本標準産業分類に基づく16大産業（鉱業、砕石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃借業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの））に属する常時5人以上の常用労働者を雇用する事業所のうち、厚生労働大臣が指定する事業所（約870事業所）

3 調査事項及び用語の解説

現金給与総額	きまって支給する給与（定期給与）		特別に支払われた給与（特別給与）
	所定内給与	所定外給与	
賃金、給与、手当、賞与、その他名称のいかんを問わず、労働者に通貨で支払われるもので、所得税、住民税、社会保険料、組合費、購買代金等を差し引く前の金額（退職金は除く）	労働協約、就業規則等によって、あらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与のうち、「所定外給与（超過労働給与）」・「特別給与」以外の給与	所定の労働時間を超える労働や休日・深夜労働に対して支給される給与（超過労働給与）	賞与・期末手当等の一時金、ベースアップ等の差額追給分、3か月を超える期間で算定される手当等

出勤日数
調査期間中に労働者が実際に出勤した日数（1時間でも就業すれば出勤日数に計上）

総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間
調査期間中に労働者が実際に労働した時間数	労働協約、就業規則等で定められた時間帯の範囲内で、実際に労働した時間（休憩時間は除く）	残業、休日出勤、早出、臨時の呼出し等による労働時間

※ 本来の職務外として行われる宿日直は、労働時間に含まれない。

常用労働者	一般労働者	パートタイム労働者
期間を定めず、又は1か月を超える期間を定めて雇われている者（船員法の船員は除く）	常用労働者のうちパートタイム労働者以外の者	1日の所定労働時間または1週間の所定労働日数が一般の労働者より短い者

※ 次の者も常用労働者に含まれる。

- ① 常時勤務して、一般の労働者と同じ給与規則又は基準で、給与の算定を受けている重役、役員（代表者は除く）
- ② 日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている者のうち、調査期間の前2か月間で、それぞれ、18日以上雇われている者

労働異動率	入職率	離職率
労働異動率は、事業所間の雇用の流動状況を示す指標	$\frac{\text{月間増加労働者数} \times 100}{\text{前月末労働者数}}$	$\frac{\text{月間減少労働者数} \times 100}{\text{前月末労働者数}}$

※ 労働異動率には、新規の入・離職者のみならず、人事異動に伴う同一企業内の転勤者も含まれる。

4 調査結果の算定

この調査結果は、調査対象事業所からの報告をもとに、本県の規模30人以上及び5人以上の事業所に対応するよう復元して算定したものである。